和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第十　（略）

第十一　まだら北海道日本海

一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

14,800トン

二・三　（略）

○観光庁告示第十号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、津東通商　株式会社（登録研修機関第七十二号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十五日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年五月十五日

三　研修業務を廃止しようとする理由　今後の旅程管理研修業務の開催を見込んでいないため

○近畿地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
大和郡山市横田町一三七四番三から天理市南六条町元柳生方八七番一まで	前	一六・四四～五三三・八八メートル
	後	一六・四四～五三三・八八メートル 〇・二七八 〇・二七八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十五日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	大和郡山市横田町一三七四番三から天理市南六条町元柳生方八七番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十五日

和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第十　（略）

第十一　まだら北海道日本海

一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

14,000トン

二・三　（略）

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

六月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

議決通知

六月十一日本院は情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚、**徳**本広孝及び野田崇を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害等調整委員会委員に横田信孝及び大橋洋一を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員長に小川秀樹を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は土地鑑定委員会委員に横山美夏、永山篤史、浅見裕子、川添義弘、藤澤美惠子、坂本圭及び杉浦綾子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸安全委員会委員に伊藤裕康、田口晴邦及び高橋明子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案提出

六月十一日委員長から提出した議案は次のとおりである。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

議案送付

六月十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知

六月十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

質問書提出

六月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

電気事業法改正案の融資制度に関する質問主意書（田嶋要提出）

元議長死去

元衆議院議長河野洋平君は、六月八日死去された。

参議院

議事日程

六月十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号

令和八年六月十二日（金曜日）

午前十時開議

第一　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　産業技術力強化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

六月十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

議案受領（予備審査）

六月十一日衆議院から次の議案が送付された。

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外十名提出）（衆第一二号）

通知書受領

六月十一日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律